

浙江省高級人民法院の「『国家知的財産権戦略綱要』
の徹底的実行による知的財産権の司法による
保護の主導的役割の十分な発揮に関する措置」
の印刷配布に関する通知

2008年11月14日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

上海事務所 知識産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

浙江省高級人民法院の「『国家知的財産権戦略綱要』の徹底の実行による知的
財産権の司法による保護の主導的役割の十分な発揮に関する措置」の印刷配布
に関する通知

(浙高法 [2008] 305 号 2008 年 11 月 14 日)

本省各級人民法院、寧波海事法院：

「国家知的財産権戦略綱要」の徹底の実行により、知的財産権の司法による保
護の主導的役割を十分に発揮するため、本院は業務の実情に照らし「『国家知
的財産権戦略綱要』の徹底の実行による知的財産権の司法による保護の主導的
役割の十分な発揮に関する措置」を制定する。ここに当該措置につき印刷配布
するため、着実に把握し徹底的に実行されたい。

浙江省高級人民法院『国家知的財産権戦略綱要』の徹底の実行による知的財産
権に司法による保護の主導的役割の十分な発揮に関する措置

「国家知的財産権戦略綱要」（以下「綱要」という）の深く徹底的な実行に
よる、国の知的財産権戦略の実施、司法による知的財産権保護メカニズムの整
備、司法による知的財産権保護へのより一層の注力、司法の知的財産権保護の
主導的役割の発揮のため、本省裁判所の知的財産裁判業務の実情に基づき、こ
こに以下の通り意見を提出する。

一 指導思想

鄧小平理論及び重要思想「三つの代表」を指針とし、科学的發展觀を深く、徹底的に実行し、社会主義法治理念を堅固に確立し、指導思想「三つの至上」（訳注：「党の事業至上、人民の利益至上、憲法・法律至上」を定めた司法思想）及び「公正と効率」という業務の主題を堅持し、「綱要」が確定する「創造の奨励、有効活用、法的保護、科学的管理」という総体的要求に従い、国の知的財産権戦略及び浙江省の知的財産権戦略を積極的に実施し、知的財産権の司法による保護、自主イノベーションの奨励、対外開放への貢献という機能や役割を十分に発揮させることにより、我が国の知的財産権の創造、活用、保護及び管理能力の大幅な向上、イノベーション型国家、イノベーション型省の構築に対し強靱かつ強力な司法的保障を提供する。

二 全体目標

「綱要」は新たな情勢、新たな任務の要求及び知的財産権保護の実情に基づき、全体的局面及び戦略的見地から司法による知的財産権保護につき全く新しい位置づけを行った。各級人民法院はこれについて十分に認識し、高度な政治的責任感と歴史的使命感により、知的財産権裁判業務の展望性と鋭敏性を絶えず強化し、思想認識及び重視度を国家戦略のレベルにまで高め、新たな戦略的起点及び国の全体的局面の見地から司法による知的財産権保護業務を計画及び推進することで、本省の知的財産権裁判業務のより良く、より速やかな発展を促進しなければならない。2020年までに、我が省の裁判所の知的財産権司法による保護水準を引き続き全国上位に保持した上で、全省の裁判所の知的財産権裁判メカニズムをより整備し、知的財産権の裁判制度をより健全化し、知的財産権裁判の職能をより強化することで、我が省の「創業富民、イノベーション強省」総合戦略の実施に、より公正、高効率で、権威ある司法的保証を提供することを目指す。

三 具体的な措置

（一）大局意識の強化、イノベーション型国家、イノベーション型省の構築への貢献の自発性の向上

1. 知的財産権裁判業務は自発的に党委員会の指導者、人民代表大会の監督を受け入れる。各級人民法院は党委員会、人民代表大会、政府への特別課題報告の提出、人民代表大会代表の建議案、政治協商会議の提案手続等の方式を通じ、司法による保護業務の展開状況を速やかに報告し、司法による保護業務に対する理解、援助及び支援を積極的に獲得する。

2. 国の経済、社会、文化発展の状況、並びに我が省及び各地区の経済発展の特色に照らし、イノベーション型司法構築というニーズを中心に据え、法に基づき大局に貢献するための接点と切り口を積極的に探求し、党委員会、政府に政策決定の根拠を提供し、司法による保護範囲の拡大に努力する。

3. 案件審理において発見された関連部門又は企業の知的財産権保護における際立った問題については、関係部門に建議又は事前警告を速やかに提出しなければならない。

(二) 法律に基づく公正な案件審理、知的財産権の司法による保護の主導的役割の発揮

4. 知的財産権の刑事裁判の懲罰及び予防の役割を發揮する。法律に基づき特許詐称犯罪及び営業秘密の侵害という犯罪行為を処罰し、法律に基づき登録商標専用権侵害の犯罪行為を処罰し、法律に基づき他人の著作権への侵害行為という犯罪行為を処罰することにより、市場経済秩序を強力に保護する。法に基づき主刑を適用すると共に、罰金刑の適用と行使により一層注力することで、刑罰の懲罰としての役割を十分に發揮する。行政案件の審理過程において刑事犯罪の容疑を発見した場合は刑事立件を行うべきであるが、行政処罰又は行政処理のみを受けている場合、行政機関に犯罪の手がかりを提出し、公安機関に移送して操作処理を行う旨の司法提案を提出するものとする。民事案件の審理において犯罪の容疑や手がかりを発見し、刑事訴訟の条件に適合する場合、権利者に同時に刑事告訴を提起できる旨を告知しなければならない。法に基づき公訴を提起すべき場合、犯罪容疑内容を速やかに公安機関に移送して捜査、処理を行わせるものとする。

5. 知的財産権民事裁判の調節及び主導的役割を發揮する。法に基づき著作権紛争の案件を審理して、家庭用繊維製品、アニメーション、ゲーム、ネットワークメディア及び映画、テレビ等の浙江省の特色ある著作権及びクリエイティブ産業の発展に良好な司法的環境を提供する。法に基づき特許権紛争案件を審理し、権利範囲を正確に解釈し、生物、医薬、情報、新素材、高度生産、先進的エネルギー、海洋、資源環境、現代的交通、航空宇宙等分野の中核特許の保護により一層注力し、ハイテク産業及び新興産業の発展を強力に促進する。法に基づき商標権及び不正競争の紛争案件を審理し、登録商標専用権等の識別性標識の保護、競争秩序の規範化、社会的信用システムの構築を強化する。馳名商標の認定を厳格に規範化し、ブランド戦略の実施を推進する。技術契約紛争案

件を法に基づき審理して、技術成果の流動及び応用を促進し、研究開発及びその成果の産業化のリスクを低下させ、取引コストを減少させる。

6. 知的財産権の行政裁判の司法審査監督の役割を発揮する。各種の知的財産権の行政案件を法に基づき適切に審理し、行政行為の相手側の適法な権利と利益を保護し、行政機関の法に基づく知的財産権行政法執行及び管理職能の履行を保護及び監督し、知的財産権の行政保護を促進する。

(三) 各訴訟の措置の採用による、権利者への必要な司法救済の提供

7. 人民のための司法措置を実現する。経済的に確実に困難な当事者及び特別貧困家庭、破産に瀕した企業については、訴訟費を減免する。知的財産権訴訟の特徴に合致した訴訟誘導制度を確立し、知的財産権訴訟指導を無料提供し、権利者の正確な挙証を誘導し、当事者の訴訟参加能力を増進し、不必要な訴訟コストとリスクを低下させ、裁判の信用性を強化する。

8. 法に基づき提訴前の臨時措置を正確に適用する。当事者が提出した提訴前の臨時措置申請については、積極的に受理し、迅速に審査し、慎重に裁定し、直ちに行使し、提訴前の臨時措置の適時性を高度に重視しなければならない。提訴前の臨時措置採用の実質的条件を正確に把握し、提訴前の臨時措置は権利侵害の可能性の重点審査と同時に、権利の安定性及び権利侵害がもたらす損害の填補困難性を考慮しなければならない。

9. 挙証責任を合理的に配分する。知的財産権の権利侵害行為の隠蔽、挙証の困難という特徴に対し、人民法院は挙証責任を合理的に配分し、訴訟の基準を適切に低下させなければならない。権利者の証拠保全申請について、人民法院は権利侵害の可能性及び申請者の挙証能力を十分に考慮したで、証拠保全により一層注力し、科学的、合理的な担保条件を確定しなければならない。被申請者が正当な理由なく、裁判所の証拠保全裁定の確定する訴訟義務の履行を拒否、例えば権利侵害を被疑製品の生産、販売数量の会計証拠、財務帳簿の提出を拒否した案件の場合、人民法院は挙証妨害規則を適用し、権利者の提供する初期的な証拠により法に基づき権利者の訴訟上の請求を支持する。国の関係部門の保存に属し、当事者自らが取得できない証拠及び当事者が確実な客観的原因によりその他の証拠を自ら収集できない場合について、人民法院が職権又は当事者の申請より調査を行い、証拠を示さなければならない。法律的真実と客観的真実の間の関係を正しく処理し、証拠失権制度を慎重に用い、当事者が故意又は

重大な過失により期限内に証拠を提供することができない場合を除き、出来る限り客観的な事実を究明する上に裁判を行わなければならない。

10.専門技術の事実認定を適切に処理する。専門家の証人、専門家の諮問、技術鑑定、技術調査等の専門技術の難題解決の面での役割を十分に発揮する。当事者が専門知識を備えた者を訴訟協力者として招聘、出廷させ案件の専門的問題につき説明を行わせることを支持する。専門技術の特技と一定の法律知識を備えた専門家を人民陪審員に任命し、知的財産権案件の審理に参加させなければならない。

11.民事訴訟の調停業務を重視する。事実を究明、是非をはっきり見分け、法に基づき裁判をすると共に、知的財産権の民事案件訴訟の調停を重視しなければならない。「調停が可能であれば調停し、判決すべきは判決を下し、調停・判決の融合により結審、決着する」という要求に従い、訴訟調停を民事訴訟の全過程において貫かなければならない。多元化した紛争解決メカニズムを整備し、行政法律執行部門、産業協会と専門の人員等の意思疎通、調整の役割を積極的に発揮することにより、調停効果を高め、矛盾、紛争を適切に解決する。調停の知的財産権民事紛争の解決における独自の役割を最大限に発揮し、調停業務を通じ、当事者の矛盾、対抗から協力、発展、相互利益、ウィンウィンの実現への歩みを促進し、法律の効果と社会的影響の有機的統一を達成しなければならない。

(四) 権利侵害の賠償及び制裁に一層注力、権利侵害行為発生の効果的抑制

12.全面的賠償原則を徹底する。権利侵害損害賠償規則を適用し、全面的賠償原則を徹底する。権利者が権利侵害行為の制止のため支払った合理的支出については賠償金額内に合算するものとする。権利者が権利侵害により被った損失又は権利侵害者が権利侵害により得た利益の具体的金額につき証拠、証明を提示できないが、権利侵害の損害又は獲得利益金額が明らかに法定賠償の最高限度額を上回ると証明する証拠、証明が存在する場合、賠償金額を50万元以上に確定することができる。

13.権利者の損害賠償举证責任を適度に軽減する。権利者が権利侵害により被った損失又は権利侵害者が権利侵害により獲得した利益の方法にできるだけ従い損害賠償金額を計算し、権利者の相応の举证責任の達成を積極的に誘導し、証拠の証明基準を適度に緩和する。権利者が損失を証明する財務帳簿を提供し、

権利侵害による販売数量の減少若しくは販売価格の権利侵害による低下を表明し、又は被疑侵害者が税務部門に納税申告した際に記載した販売収入及び利益獲得状況を提供し、工商部門の年度検査時に提出する関連報告表資料等の証拠が損失又は利益獲得額を基本的に証明している場合でありさえすれば、蓋然性の観点から当該権利侵害行為の誘発した損失又は利益獲得額を認定する。

14.損害賠償の計算方法を広げる。当事者が訴訟中又は訴訟外において賠償金額につき合意に達した場合につき、人民法院は当事者の私的自治を尊重すべきであり、協議により賠償金額を直接判決により確定する賠償金額とすることができる。ただし協議過程において、適法、自由意思の原則に違反し、又は権利者にとり明らかに不公平である場合は、権利者が合意の制約を受けず、別途損害賠償金額を主張することができる。

15.重複による権利侵害と悪意による権利侵害についての賠償により一層注力する。重大な主観的過失が存在する重複による権利侵害及び悪意による権利侵害行為については、権利者の訴訟上の請求に基づき、権利侵害者の主観的過失の程度及び悪意による権利侵害の規模、持続期間の長短並びにもたらされた社会的影響等の要素を考慮し、損害賠償金額を増加し、悪意の権利侵害行為の発生を防止することができる。

16.精神的損害（慰謝料）の賠償を命じる判決を下す。知的財産権の侵害が精神的損害を招き、かつ深刻な結果をもたらした場合、人民法院は権利侵害者に侵害の停止、名誉の回復、影響の除去、謝罪等の民事責任を判決、命令する他、被害者の一方的請求に基づき、権利侵害者に相応の精神的損害（慰謝料）の賠償を命じる判決を下すことができる。

17.権利侵害停止の民事責任についての取り組みを強化する。当事者の訴訟上の請求、案件の具体的な状況及び権利侵害停止を命じる実際の必要性に基づき、人民法院は判決において権利侵害停止によりいっそう注力し、当事者による権利侵害製品の専用材料、金型の廃棄及び権利侵害製品の破棄等の権利侵害停止の具体的方法を明確に命じる判決を下す。ただし、これらの措置を取る場合、権利侵害行為の重大さに見合い、確かにそれが必要であることを前提とすべきであり、かつ不必要な損失をもたらしてはならない。

18.知的財産権の濫用を防止する。知的財産権の保護により一層注力すると共に、権利濫用行為の規制にも注意しなければならない。知的財産権の境界を合理的

に画定し、当事者の先行権、先使用权、既存技術、前言撤回禁止、合理的使用、公正使用等の抗弁事由を法に基づき審査及び支持する。不法な技術独占、技術進歩妨害行為を制止する。研究開発を制限し、グランドバックを強制し、実施を妨害し、抱き合わせ販売し、購入を制限及び有効性の質疑等を禁止した技術契約は、法に基づき無効認定する。権利不侵害を確認された場合の訴訟及び濫訴に対する逆賠償制度を整備し、権利者の権利侵害警告の濫用及び訴訟権の濫用を防止する。被疑侵害者が訴訟中止の権利を濫用した場合には、被疑権利侵害者に適度な担保の提供を命じることができる。

(五) 司法による保護メカニズムを整備、司法による知的財産権保護の全体的水準を向上

19.裁判管轄体制を整備する。各地の裁判業務の進展状況に照らし、人民法院の審理の利便及び当事者の訴訟の利便、また地方経済及び科学技術の発展の司法による保護的ニーズの観点から、管轄体制を合理的に調整及び整備し、特許の管轄法院及び知的財産権案件を審理する基層人民法院を適切な時期に増加させる。

20.「三審合一」改革試行業務を着実に推進する。試行業務の組織、指導、調整及び監督指導を強化する。試行業務の進展を速やかに把握し、試行業務において出現した問題の解決を研究する。効果的措置により、知的財産権の民事、刑事、行政案件の裁判尺度を統一し、試行業務の実効性を確保する。

21.裁判所内部の意思疎通及び協調体制を健全化する。知的財産権の民事、刑事と行政裁判部門の間、及び立件、執行と監督部門の間の業務連携を強化する。重大案件報告及び重要情報通報制度を実現し、全体的局面に関わり、重大な影響力を持つ、目的額が巨大であり、並びに新しい形態の案件につき、受理法院の上級法院に審理状況を速やかに通達すべきである。上級法院は上記案件に対する意思疎通及び調整を強化し、裁判基準を統一するものとする。

22.職能部門との共同及び協力メカニズムを強化する。立法部門との意思疎通及び共同を強化し、知的財産権の立法及び司法解釈の特別調査研究業務に積極参加し、知的財産権の立法活動に素材を提供し、知的財産権法体系の絶えざる健全化及び整備を推進する。行政法律執行部門との意思疎通と協力を強化して、公安、商工業、著作権、特許、税関等の知的財産権の行政法律執行部門の間の業務交流、情報疎通及び業務の協調システムを確立し、司法による保護と立法、

行政法執行の双方の好循環と相乗効果による保護を形成する。

(六) 調査研究及び集団の育成を強化、戦略実施への信頼できる組織的保障を提供

23.調査研究の的確性を強化する。科学技術、経済、文化発展の特徴と裁判業務の実情に照らし、国内外及び本省、本地区の知的財産権の発展動向、政策、保護メカニズム及び戦略的措置に対する研究をより一層強化し、裁判における意思決定の科学性、展望性及び主体性を強化する。司法による知的財産権保護の新たな問題の研究を強化し、裁判経験の総括に注意し、科学的かつ合理的で、確実かつ実行可能な対策を提出し、条件が熟したときに規範的意見を制定し、裁判基準を統一し、裁判の実践を指導する。

24.裁判組織構築を強化する。知的財産権案件が比較的多い中級人民法院は知的財産権案件を専門に審理する知的財産法廷を設置しなければならない。知的財産権案件の管轄権を有する各基層人民法院は独立した知的財産法廷を設立し知的財産権案件を審理しなければならない。各級人民法院の刑事法廷、行政法廷は案件の状況に応じ、知的財産権の刑事、行政案件を合議制法廷に相対的に固定した上で審理することができる。

25.裁判官団の専門性を強化する。知的財産権裁判集団の育成を確実に強化することにより、知的財産権の民事、刑事、行政裁判力をより一層調整かつ充実させる。法律に精通し、基礎的な外国語力が高く、理工系専攻等の経歴と一定の裁判経験を有する人員から知的財産権裁判官を選抜し、育成することに留意する。知的財産権裁判集団の安定性の保持に留意し、知的財産権裁判官の政治的資質と実務的資質を高め、司法の清廉意識を確実に高めなければならない。

26.知的財産権裁判官の多チャンネル的な学習交流制度を確立する。知的財産権の裁判人材バンクの役割を発揮し、知的財産権裁判人材に交流及び研修の機会を提供する。知的財産権民事裁判裁判官の輪番研修制度を確立し、知的財産権案件の比較的小さい裁判所は裁判官を案件が比較的多い裁判所に派遣したり、上、下級裁判所の裁判官を兼任させて人材交流や経験の蓄積を図り、裁判の実務を通じて速やかに裁判水準を高めることができる。国内外の交流と協力を強化し、知的財産権裁判官の出国の研修、学習の機会をできるかぎり創造しなければならない。視察、研修、相互訪問、学術交流や研究討論等の活動の展開を通じ、司法による知的財産権保護の分野での国内外での交流提携と情報、リソ

ース共有を強化する。

(七) 裁判宣伝活動を強化し、司法による知的財産権保護の大衆のアイデンティティを向上

27.多様な手段を通じ宣伝効果を引き上げる。法廷での裁判見学、傍聴システムを整備し、典型的案件を選択し、人民代表大会代表、政協委員、産業協会及び関係部門の代表、外国政府及び国際組織の駐中国機構の代表、専門家、学者等の代表性を有する人士及び社会の大衆等に法廷での裁判傍聴に招待し、社会各界の監督を十分に受け入れる。知的財産権裁判の記者会見制度を確立して、定期的に記者会見を開き、前年度の司法による保護状況及び典型的案件例を公表し、特集又はシリーズ報道を組織し、司法による知的財産権保護の社会的影響力を拡大する。ニュースメディアとの連絡及び意思疎通を強化し、ラジオ・テレビ、新聞、定期刊行物、ネットワーク等の各種媒体及び手段を調整して特集宣伝を集中的に展開し、法に基づき案件裁判状況を報道し、宣伝効果を拡大する。

28.知的財産権の法律宣伝教育活動に積極参加する。知的財産権保護法制講座、報告及びフォーラム等の主催という形式を通じて、知的財産権の法律知識の現場での宣伝、諮問、知的財産権宣伝ビラの印刷配布、宣伝ハンドブックの製作等の活動を組織的に展開することにより、知的財産権の知識を普及させ、全社会の法律に拠る知的財産権保護の意識を向上させ、宣伝範囲と社会的影響力を拡大する。

29.裁判文書のオンライン化を強化する。裁判文書のネット公開を通じ、我が省の司法による保護の水準を存分に示し、司法による保護という良好なイメージを確立し、大衆の司法による保護業務への賛同をより一層集めることにより、司法による保護の効果を強化する。

30.知的財産権裁判宣伝業務の組織、指導を強化する。宣伝業務の組織、指導の強化は、宣伝規律を厳守し、裁判の秘密を保持し、知的財産権裁判部門は上級裁判所と当該裁判所の宣伝活動責任部門間の連絡を強化し、不適切な宣伝による負の影響を防止しなければならない。

全省の裁判所は「綱要」の基本的な内容及び精神の本質を深く学習し、正確に把握し、かつ深く理解し、戦略的・全局的な高みから国の知的財産権戦略を実行に移すことの重要な意義を十分に認識し、かつ自身の裁判業務の実情と現地

の経済社会発展の特徴に照らし、具体的実施意見を検討、制定し、「綱要」の精神を知的財産権裁判において確実に徹底させ、公正、高効率、権威ある司法による知的財産権保護制度の構築に努力しなければならない。